

(介 11)

令和3年4月14日

都道府県医師会  
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
江 澤 和 彦  
(公 印 省 略)

### 介護保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和2年6月12日に公布された地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律で認知症の定義の見直しが行われ、本年4月1日に施行されました。

併せて、本年3月19日に公布された介護保険法施行令等の一部を改正する政令、本年3月31日に公布された介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が本年4月1日に施行されました。

改正の趣旨といたしましては、介護保険法施行令の一部改正として、認知症はアルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患（特定の疾患に分類されないものを含み、せん妄、鬱病その他の厚生労働省令で定める精神疾患を除く。）による後天的な脳の障害により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態と定義することとなりました。また、介護保険法施行令第1条の2の厚生労働省令で定める精神疾患をせん妄、鬱病その他の気分障害、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、統合失調症、妄想性障害、神経症性障害、知的障害その他これらに類する精神疾患とすることについて規定されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

○令和3年4月1日 介護保険最新情報 vol.961

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

### 今回の内容

介護保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行

について（通知）

計 2 枚（本紙を除く）

Vol.961

令和3年4月1日

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3979,3996)  
FAX：03-3503-7894

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省老健局長  
( 公 印 省 略 )

## 介護保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行について（通知）

令和 2 年 6 月 12 日に公布された地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）により、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 5 条の 2 第 1 項等に規定する認知症の定義が改正され、認知症の定義を見直すとともに、今後の医学等の発展に対応できるよう、詳細は政令で定める状態とする委任規定が置かれ、本日施行されたところです。

また、当該施行に伴い、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 54 号。以下「改正政令」という。）が令和 3 年 3 月 19 日、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 74 号。以下「改正省令」という。）が 3 月 31 日にそれぞれ公布され、本日施行されたところです。

改正政令及び改正省令の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

## 記

### 第 1 改正政令の趣旨及び内容

#### 1 介護保険法施行令の一部改正

介護保険法施行令第 1 条の 2 の規定は、認知症は、アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患（特定の疾患に分類されないものを含み、せん妄、鬱病その他の厚生労働省令で定める精神疾患を除く。）による後天的な脳の障害により、日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態と定義することについて、規定したものであること。

この場合において、「特定の疾患に分類されないものを含み」とは、国際疾病分類第 10 版（ICD-10）等の整理も踏まえ、その認知症の原因となる原因疾患について、アルツハイマー病等の特定の診断名がつくものだけでなく、認知機能の低下は認められるが原因が「特定不能」のようなものも含み得ることについて、明確化したものであること。

- 2 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正  
健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第 3 条の 3 の規定は、同令における認知症の定義について、第 1 の 1 と同様の改正を行うことについて、規定したものであること。
- 3 老人福祉法施行令について、所要の改正を行ったものであること。

## 第 2 改正省令の趣旨及び内容

### 1 介護保険法施行規則の一部改正

介護保険法施行規則第 1 条の 2 の規定は、介護保険法施行令第 1 条の 2 の厚生労働省令で定める精神疾患を、せん妄、鬱病その他の気分障害、精神作用物質（アルコール、アヘン類、大麻類、鎮静薬、睡眠薬、コカイン、カフェインを含むその他の精神刺激薬、幻覚薬、タバコ、揮発性溶剤等）による急性中毒又はその依存症、統合失調症、妄想性障害、神経症性障害、知的障害その他これらに類する精神疾患とすることについて、規定したものであること。

なお、上記の精神疾患は、国際疾病分類第 10 版（ICD-10）における認知症以外の精神疾患（精神及び行動の障害）の代表例について、規定したものであること。

### 2 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正（第 17 条の 2 の 2 関係）

健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則第 17 条の 2 の 2 の規定は、同省令について、第 2 の 1 と同様の改正を行うことについて、規定したものであること。